【一般質問】同朋社会をめざす会 藤内和光 議員

今回の議会の持ち方について

この度の議会の持ち方について質問を致します。

議会における議員の役割・任務は、内局から提出された議案を審議し、そして、それに対して賛否を表わすことであります。それぞれを、一応、審議権、議決権として、議会における、議員と内局、そしてご門徒との関係を、審議権、議決権を手掛かりに見ていきたいと思います。

内局は、議会に対して予算案をはじめとする議案を提出する義務を負っています。その議案に対して、議員は、その可否を明確にするために、提案された議案の内容について、詳細にわたり検討をくわえ審らかにする権利を内局に対して有しているといえます。そして同時に、ご門徒に対しては、議員としての負託を受け選出されたものとして、審議せねばならない責務を負っているといえるでしょう。なぜなら、ご門徒がご依頼に応えてくださるのは、一人の念仏者を生み出す機縁となる諸事業を展開するために、宗門には予算等があり、そのために必要なご依頼について、議員は充分な審議を重ねて議決しているであろうという議会に対する信頼を寄せていただいていることによるといえるからです。その信頼に応えるべく、慎重な審議をつくす義務をご門徒に対して、議員は負うといえます。

また、内局と議員の関係で言えば、内局は、議員に対して、議案を審議する権利を 確保する義務を負い、そのため、議案に対する質問には、明確に答弁する責務を負う ことになります。議決については、議員の重要な権利であると同時に、議案を審議し た責任において、内局に対して負う義務でもあるといえるでしょう。

こうしてみると、議会における、議員の中心的任務は審議権の執行であるといえるでしょう。そして審議権の執行とは、申すまでもなく、予算・決算、そして条例に関する委員会審議を指します。したがって、もし、委員会審議が行われないような議会であるとすれば、それは、議会とは言えないと思います。委員会審議こそが、議会の中核をなすものであると思うからです。

今回、委員会審議がなく、各委員会の諸事項に対して、一委員会につき、200字以内の書面での質問が許されています。しかし、それをもって、委員会審議の代替になるとは到底思えません。演説の場合、読み方にもよりますが、ゆっくり読んで、1分につき、300字という一応の目安を立てますが、200字というと40秒に当たります。予算、決算そして条例に関する委員会について、それぞれ40秒の質問をもって、諸案件の確かめと検討が可能でしょうか。また、たとえ、正鵠を射た質問がなされたとしても、書面での答弁で終了です。審議というものが、質疑応答を重ね、議論を深めることで、お互いが大事なことに気付いていく作業だとすれば、一度の書面往復だけでは如何ともできません。三日の会期での議会を開催するということで、事務局で工夫を重ねたうえでの200字での質問だと思われますが、残念ながら委員会審議の代替とはなりえません。したがって、審議無きところで表決せよといわれても、賛否を判断する材料がないに等しい中では無理です。到底議員としての職責を果たせるとは思えません。

たとえば、今回、『寺院活性化支援推進条例案』が提出され、「教区に寺院活性化支 援室を置く」としていますが、これは、これまでの教区における教化委員会を中心と する教区教化体制に、大きな変更を迫るものになると思われます。教区の寺院活性化 支援室について、条例化しようとするまでに、現場(各教区)との協働作業がどれほ どなされたのでしょうか。30教区の実情と要望を聞き取る中で帰結した施策なので しょうか。企画調整局の主業務の一つは、寺院・組・教区という現場の声や要望に耳 を傾け、それに応えて資料や情報を発信するという、教化現場に軸足を置いた業務で あると了解しています。各教区においては、教化委員会の組織も業務も異なります。 30教区の教化委員会のうち、寺院活性化支援室の設置に、どれほどの教区が賛成し ているのでしょうか。支援室を設置することで、教区教化委員会との間で、如何なる 問題が惹起すると想定しているのでしょうか。あるいは、果たして、支援員という、 支え、援けるという表現が適するものなのでしょうか。そもそも、基礎講習5回、専 門講習4回、プラスフィールドワークで、人が養成できるという発想そのものが、こ れまで培ってきた大谷派の教化活動方針に相応しいものと言えるでしょうか等々。確 かめたき事項は多くあります。これらの事項について、質疑を重ねることで、この条 例の持っている課題や問題を浮かび上がらせ、委員間で共有する作業が委員会審議と いうものではないでしょうか。それらのことを、200字以内での質問で出来るわけ がありません。

また、総長演説には、「今回は必要最小限の案件に限った提案」とありますが、寺院活性化支援室のような、教区における教化体制の形を大きく変える可能性のある条例を十分な審議もできないところで決めようとする見識を疑うものであります。

審議が充分に果たされない議会を、ご門徒は如何に評価するでしょうか。審議を経ないに近い形で可決された20年度予算の合理性や、ご依頼額の妥当性をご門徒は、何によって担保されるとみるでしょうか。この度の議会は、議員にとっては、議案審議の権利を確保されること無く、表決の義務のみを果たすことが求められているようなものであり、議案に対する十分な審議を経ぬ表決は、ご門徒に対する背任だと非難されても致し方ないかもしれません。

そしてもっと恐れるべきことは、尋常ではない事態とは言え、もし、このような議会のあり方が問題にもならず、事もなく経過していくようなことでもあれば、大谷派議会の存在意義は、もはや皆無だと断じざるをえないでしょう。ここに、この問題を取り上げる所以です。それはまた、これまでの議会のあり方そのものを問い返すことにもなることでしょう。宗門にとって、これまでのような議会の持ち方でいいのか、そのことも同時に問われることです。

ここで質問です。200字の質問状が委員会審議に替わるものとなると思っていますか。代替できないとすれば、審議無き議会の正当性について如何なる見解をお持ちかお尋ねしたい。

次に、この時期の招集について、お尋ねします。

宗会の招集権は、内局にあります。ところで、5月21日に開催された参与会・常 務会の議案である「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う条例に定める会議の

開催に関する緊急達令案」の議案提出趣旨の一文に、「諸会議の招集を自粛せねばならない事態が生じており」との認識が示され、宗務所での条例による会議や教区会や組会等の諸会議の招集は困難な事態に至っているとの内局の受け取りが示されています。ところが、その内局が、同日付で第69回宗議会の招集状を送付しています。自粛すべき招集と自粛にあたらない招集の線引き基準とその根拠を示して頂きたい。議会の招集とは、申すまでもありませんが、招集権者である内局が、議員に、議員としての職責を果たすべく議会に出席することを要請することです。議員にとっては、

招集は半強制的な意味合いを持って受け取られ、それに応えようとするでしょう。議会に出席することが、議員としての最も大きい任務だからです。ところで、議員の中には、糖尿病等の基礎疾患を抱えている人や、がんの手術を受けた人、あるいは、高齢のために京都への移動をためらう人たちがいます。その人たちのことを忘れていないとすれば、この時期に京都に集まってくださいと招集をかけ

けた人、あるいは、高齢のために京都への移動をためらう人たちがいます。その人たちのことを忘れていないとすれば、この時期に京都に集まってくださいと招集をかけるのは、その人たちにどうしてほしくての招集なのかとお聞きせずにはいられません。健康に不安を抱えている人は、仕方ないですね、欠席されて結構ですよということなのでしょうか。あるいは、宗門の為、命懸けで出てきてくださいということなのでしょうか。先ほども触れましたが、内局には、議員が議員としての権利を行使できる状況を確保する義務があると思います。招集権者たる内局は、65名の議員が参加できるという状況判断を招集の大事な要件にすべきなのです。この度の招集は、内局として、何とか予算等を成立させたいというところにのみ立ったもので、議員に対しての内局としての義務を全く忘失したものです。健康上の不安を抱えている人たちの持つ議会に出席する権利については、一顧だにされていないのですから。

そこで質問です。ご本人が出席したくても、健康上の不安から家人やかかりつけ医が強く反対をして欠席された議員がおられたとすれば、その方に対して、如何なる感想を持っておられますか。その人の、議会へ出席する権利を奪ったというご認識はお持ちですか。

都道府県を越えての移動の自粛が要請されているこの時期に、20年度予算案等を通すための議会は開催すべきではありません。私たちが提案してきたのは、会計条例第25条、「予算が成立しなかったときは、前年度の予算を執行する」に則り、暫定予算で4ケ月をのりきり、10月中に委員会審議を伴う常会を開催するというものです。10月になれば、事態の好転が期待されます。留意すべきこととして、4ケ月遅れることで地方宗務の遅滞やご依頼の開始の遅れ等があります。しかし、地方に於いても、研修会や会議等が実施できない状態が続いています。そのため、地方宗務の遅滞への配慮は無用かと思われます。また、ご依頼についても、この疲弊している時に例年通りだからとご依頼するより、遅れてのお願いは決して避けねばならないものではないと思われます。なお、10月になっても、事態が今とあまり変わらず、京都での議会開催が無理なような時には、教務所長会議をリモートで開催した実績からも、教務所員がサポートしてでも、議員それぞれの通信環境を整え、ウェブ委員会審議を考えればよかったと思われます。

なお、総長は、事態が終息したら、十分な時間をかけて審議の場を開きたき旨、表

明されていますが、議決に向けて、議案を検討するのが審議であり、後に、時間をかけて審議の場を持ったとしても、それは意見交換の場とはなりえても、議会において求められる審議とは全く違うものであることは言うまでもなく、審議無き議会を補完するものとはなり得ません。

最後に、質問いたします。他の都道府県への移動の自粛が要請されているこの時期を避けて、議会を4ヶ月遅らせて開催することが、どうしてできなかったのですか。 委員会審議のない、言わば、議会を議会でないものとしてまで、成立を急がねばならないものとは何であるのかを教えていただきたい。

以上

【答弁】但馬 弘 宗務総長

私から、宗会(常会)の開催に関するご質問にお答えさせていただきます。 議員からは、議会人としての責任を果たさんとされるお立場から、このたびの宗会 (常会)の持ち方について、種々ご意見・ご質問をいただきました。

まず、内局と宗会、それぞれの義務や責任について言及いただいておりますが、宗憲に明確に規定されているとおり、内局の負う責務とは、どこまでも本派の目的達成のために必要な宗務の執行であると承知しております。また、宗会との関係において、その宗務の執行は、宗会における議決、より具体的には予算・決算・条例に従って行わなければならないということであり、それこそが宗会の指名を受けて宗務執行の権限をお預かりする宗務総長以下内局が、宗会に対し連帯して負っている責任であります。

一方、宗会においては、本派の最高議決機関として、議会における議決をもって宗 門の方向性を誤りなく定めるとともに、内局の宗務執行を厳しくチェックする責務を 担っていただいているものと受け止めております。そして、その両方が適切な緊張関 係のもとに正しく機能することが、同朋教団としての本来的在り方であると考えてお ります。

したがいまして、宗会の運営方法や開催の是非について、内局が一方的に関与又は 決定するようなことは、内局として与えられた権限の逸脱であり、厳に慎まねばなり ません。

その上で、演説でも申し述べておりますように、2020年度は、門首継承、慶讃事業の推進、教区及び組の改編による新教区発足、新教区の発足に伴う教区寺院活性化支援室の設置、行財政改革への具体的一歩、教学振興と教化推進に軸足を置いた教化機構の構築など、確実に始動していかねばならない重要施策が目白押しであるとともに、経常費御依頼額の減額をはじめ、新型コロナウイルス感染症への対応を余儀なくされる非常事態の只中であるからこそ直ちに着手せねばならない施策も予定しております。そのいずれもが本派の目的達成のために行われる宗務である以上、当局といたしましては、一時の停滞も招くことがあってはならないと覚悟しております。

しかしながら、これらの施策を確実に執行していくためには、裏付け・根拠となる

予算及び条例の成立が不可欠であります。4ヵ月後に劇的に状況が改善するという見通しも立たない中で、宗会の開催が延期され、暫定予算の範囲内でできることのみ対応するということでは、内局として宗務執行の責任を十分に果たしているとは到底言い難いと思料いたします。したがいまして、内局の立場としましては、宗会に対し、このたび提案させていただきました諸案件のご可決を只々お願いするものであります。

一方、かかる宗門状況をうけて、立法府としての責務を果たさんとされる議会側のお立場から、宗議会の各会派代表者会、参議会の同朋議員団幹事会、宗会理事会等において様々な議会の開催方法が検討され、今回のような形での開催方法を決定いただいたことであります。当局といたしましては、議案提案の場をお与えいただきましたことに深く感謝申し上げるとともに、あらためて敬意を表する次第であります。

なお、ご承知のとおり、宗会の招集は、宗憲に定められた門首の宗務行為として、 門首の名において行われるものであります。これは、宗会の招集という行為は、三権 から独立した立場において、全ての僧侶・門徒を代表する象徴的地位においてなされ るべき事柄であることを意味しております。そのための手続きが内局の進達をもって 行われる以上、内局がその責任を負うものであることは承知しておりますが、通常の 宗務の執行とは質を異にするものであり、内局の独断で行い得るような事柄では決し てありません。今回の宗会招集の達示公示につきましても、先に述べましたように、 議会を代表する各機関において運営方法等が確認されたことを受けて、内局として進 達の手続きを取らせていただいたものでありますので、何卒ご理解を賜りますようお 願い申し上げます。

したがいまして、委員会審議に代わる方法として定められた書面による事前審査の 是非についてお尋ねをいただいておりますが、立法府の責任において定められた審議 方法であり、内局としてその正当性に言及できるような立場には無いと考えておりま す。

ただし、議員ご指摘のとおり議案の提案者である内局は説明責任を果たす責務を負っておりますので、今回の審議方法におきましても、頂戴しましたご意見・ご質問には丁寧に応答をさせていただく所存であります。

また、議員によっては、それぞれの事情により、やむを得ず欠席せざるを得ない状況もあり得るかと存じますが、議会が議会としての責務を果たさんとされる中で、全ての議員に対する質問の機会の割り振りや、書面の事前審査という手法を採用しつつ、このたびの宗会の開催という苦渋の決断がなされたものであると受け止めており、議員が議会へ出席する権利を内局が奪ったという認識には立っておりません。

また、会議自粛の線引きに関するお尋ねもいただいておりますが、このたび、宗務総長や教務所長を主たる招集権者として定める、条例に基づく会議について、書面会議やインターネットを利用した方法による会議の成立を定めた緊急達令を制定させていただいたことであります。本臨時措置は、新型コロナウイルス感染症対応の長期化をも視野に入れ、緊急事態宣言等による社会的な自粛要請を含め、様々な場面での意思決定について柔軟な対応を可能とすることを目的としたものであり、制定則ち全ての会議の自粛を要請する趣旨ではありません。したがって、具体的な招集自粛の判

断は、それぞれの招集権者が状況を見定めて行うこととなります。もっとも、同朋公 議の合議体である以上、招集権者の独断で開催方法を変更し得るものではなく、当該 会議の主たる構成者等と十分な相談の上で決定すべきものと考えております。

一方で、宗憲に定める緊急達令は、宗会の議決を要する事項で特に緊急を要するものについての臨時措置を定めたものでありますが、あくまでも内局の宗務執行権限の範疇に限られるものであり、宗憲そのものの規定や、権限の異なる宗会及び参与会・常務会の開催方法までを変更し得るような法的効力は想定されていないと解釈しております。宗会及び参与会・常務会の開催方法については、あくまでも立法府自身が決定し得ることであり、その開催の是非につきましても、便宜上内局の進達に基づいて門首が招集することが定められておりますが、どこまでも議会のご意思を尊重して行われるべきものであると考えております。

したがいまして、内局が恣意的に自粛すべきかすべきでないかの線引きを行うものでは決してありませんので、その点ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上